（電気事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （会計規則の一部改正に伴う原子力廃止関連仮勘定の償却に関する経過措置） **第六条**　対象発電事業者（当該対象発電事業者たる法人が特定小売供給（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下この条、附則第七条及び第九条において「改正法」という。）附則第十六条第一項に規定する特定小売供給をいう。）を行う場合に限る。以下この条において同じ。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が新会計規則第二十八条の三第一項の承認を受けた日から特定小売供給約款変更月（当該承認を受けた日以後初めて改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下この項及び附則第九条において「算定規則」という。）第十八条の規定により料金を設定したものに限る。次条第一項において「認可供給約款」という。）の認可を受け、又は改正法附則第十六条第三項の規定により特定小売供給約款（算定規則第三十六条第一項の規定により料金を設定したもの又は同条第二項の規定により料金を設定したもの（原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額を基に料金を設定した場合に限る。）に限る。次条第一項において「届出供給約款」という。）の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月をいう。次項において同じ。）までの期間、電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（新会計規則第二十八条の三第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）を償却することとする。	**附　則** （会計規則の一部改正に伴う原子力廃止関連仮勘定の償却に関する経過措置） **第六条**　対象発電事業者（当該対象発電事業者たる法人が特定小売供給（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下この条、附則第七条及び第九条において「改正法」という。）附則第十六条第一項に規定する特定小売供給をいう。）を行う場合に限る。以下この条において同じ。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が新会計規則第二十八条の三第一項の承認を受けた日から特定小売供給約款変更月（当該承認を受けた日以後初めて改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下この項及び附則第九条において「算定規則」という。）第二十一条の規定により料金を設定したものに限る。次条第一項において「認可供給約款」という。）の認可を受け、又は改正法附則第十六条第三項の規定により特定小売供給約款（算定規則第三十九条第一項の規定により料金を設定したもの又は同条第二項の規定により料金を設定したもの（原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額を基に料金を設定した場合に限る。）に限る。次条第一項において「届出供給約款」という。）の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月をいう。次項において同じ。）までの期間、電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（新会計規則第二十八条の三第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）を償却することとする。
2　［略］ （算定規則の一部改正に伴う特定小売供給約款で設定する料金の算定に関する経過措置） **第九条**　第六条の規定による改正後の算定規則第二十条、第三十五条及び第三十七条の二の規定は、改正法附則第十八条第一項又は附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（以下この条において「旧法」という。）第十九条第三項の規定により同条第一項の認可を受けたものとみなされた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定する料金を変更しようとするみなし小売電気事業者（電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令（令和四年経済産業省令第二十四号）第十二条の規定による改正前のみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第十九条第二号（同令第三十九条第一項及び第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により送配電関連費を算定したみなし小売電気事業者を除く。）が、送配電関連費に相当する費用の変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、算定規則第二十条（算定規則第三十七条の二の規定により準用する場合を含む。）中「第十六条第二号」の規定により算定された送配電関連費」とあるのは「送配電関連費に相当する費用」と読み替えるものとする。	2　［略］ （算定規則の一部改正に伴う特定小売供給約款で設定する料金の算定に関する経過措置） **第九条**　第六条の規定による改正後の算定規則（以下この条において「新算定規則」という。）第二十三条及び第四十条の二の規定は、改正法附則第十八条第一項又は同附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（以下この条において「旧法」という。）第十九条第三項の規定により改正法附則第十八条第三項の規定により同条第一項の認可を受けたものとみなされた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定する料金を変更しようとするみなし小売電気事業者（算定規則第十九条第二号（同令第三十九条第一項及び第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により送配電関連費を算定したみなし小売電気事業者を除く。）が、送配電関連費に相当する費用の変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、新算定規則第二十三条（同令第四十条の二の規定により準用する場合を含む。）中「第十九条第二号の規定により算定された送配電関連費」とあるのは「送配電関連費に相当する費用」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］は注記である。